

# 仕 様 書

この仕様書は、ディスクパブリッシャー（以下「機器」という）の購入及び保守（4年）について適用する。なお、応札は、下表で示した機器の中から選択して行うこと。

## I. 機器購入に係る仕様

### 1 品名及び規格（型番）、メーカー名、数量等

品名	規格（型番）	メーカー名	数量	
ネットワーク型パブリッシャー／他院取り込み			1式	
内訳	ネットワーク型パブリッシャー 本体	PP-100NE	エプソン	1
	他院取り込み用ソフトウェア	EVImporter	PSP	1
	患者属性連携ソフトウェア		PSP	1
	利用者連携ソフトウェア		PSP	1
	富士フイルムメディカル社 RIS との MWM 接続		PSP	1
	GE社 PACS との DICOM 接続		PSP	1
	富士通社との患者属性連携及び利用者連携		PSP	1

又は、

品名	規格（型番）	メーカー名	数量	
医療画像情報ディスク発行システム Catalyst MDS-6000/J			1式	
内訳	Catalyst 6000 本体		リマージュジャパン	1
	付帯装置一式 PC, モニタ, キーボード, マウス		リマージュジャパン	1
	Medical Disc System Software		リマージュジャパン	1
	Web ディスク作成機能		リマージュジャパン	1
	ディスクインポート機能		リマージュジャパン	1
	MWM 接続機能		リマージュジャパン	1

#### 特記事項

1. 機器の納入時に必要となる搬入、据付、調整（現地調整・ネットワーク接続検証、現地インストール、操作指導、機材輸送を含む）に係る経費を含むこと。
2. 機器の納入時に既存品を院内の指示する場所に移動させること。

### 2 一般的条項

- (1) 受注者は、機器の納入期限を厳守するとともに、納品にあたっては、事故が生じないように十分配慮し、疑義が生じた場合には、当院に連絡すること。
- (2) 機器を当院に引き渡すまでの調整、保安及びその他必要な管理については、受注者が責任を持って行うこと。
- (3) 受注者は、機器の引き渡しの際、次の書類等を提出すること。  
ア 機器の構造、機能及び取り扱いに関する説明書とメーカー発行の保証書  
イ 機器に付属する消耗品及び予備品の明細一覧表
- (4) 新品・未開封のものを納品すること。

### 3 納入期限

令和2年3月31日（火）

なお、納入に際し予め納入場所を確認し、当院が別途指定する日時に納入すること。

### 4 納入場所

広島市立舟入市民病院 1階 放射線科【担当：寺尾】  
（広島市中区舟入幸町14番11号）

## 5 検査及び引き渡し

受注者は、納品及び調整完了後、速やかに事務室用度担当に連絡し、当院の指定する者の検査を受け、機器の引き渡しを行うこと。

検査の際は、発注したメーカー名・規格・型番等が明確に確認できるものを用意しておくこと。確認できない場合は検査不合格とする。なお、検査の結果、不合格となった場合の取り替え等に要する費用は、受注者の負担とする。

## 6 保証期間

機器検査受領後1か年とする。ただし、受注者又は製造者の責任に帰する機器の破損及び故障については、保証期間終了後であっても無償修理又は良品と取替えるものとする。

## 7 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院職員と協議のうえ、決定するものとする。

# II. 機器の保守にかかる仕様

## 1 対象機器等

I. に記載された機器本体及びソフトウェア等、表中に記載されたものを対象とする。

## 2 業務の目的

本業務は、広島市立舟入市民病院に設置したディスクパブリッシャー（以下「本機器」という。）について、その正常な機能を維持し、且つ良好な状態で稼働させるために、受注者が障害発生時の早期復旧等に必要な作業（以下「本件業務」という。）を行うことを目的とする。

## 3 履行期間

令和3年4月1日から令和7年3月31日まで

## 4 業務の内容

(1) 対象機器の保守管理業務は、次のとおりとする。

- ア 故障発生時に発注者からの依頼を受けて行う電話又は他の通信回線による修理サポート業務
- イ 緊急又は異常発生時に技術員を派遣して行う緊急修復業務
- ウ 対象機器に対する消耗品等交換業務

## 5 業務の取扱い

- (1) 受注者は、必要な部品の交換、機器の清掃点検、修理及び調整等の設備を行い、本機器を良好な状態に保つものとする。
- (2) 保守対応の受付時間及び実施時期は、原則、土曜日、日曜日、祝日（振替休日を含む。）、年末年始（12月29日から1月3日まで）を除く月曜日から金曜日の9時から17時40分までの範囲で行うものとする。実施日時は発注者と受注者が協議のうえ決定するものとする。
- (3) ソフトウェア障害の場合は、障害状況により現地出張を行うものとする。ハードウェア障害の場合は、ハードメーカーによるオンサイト保守を行うものとする。
- (4) 受注者が派遣する修理を行う技術員は、当該機器に関する知識を有し、迅速に対応できる者（対象機器のメーカーより貸与されたサービスセキュリティプログラムを実行可能な者）とする。

## 6 業務の範囲外

### (1) 個々の製品の障害

- ア 故意又は過失による誤操作等で本機器構成製品に障害が発生した場合
- イ 誤ったデータを利用して、本機器構成製品の動作に障害が発生した場合
- ウ 不可抗力・災害等のメーカーの責任によらない事由で障害が発生した場合
- エ 法令の制定・改廃により本機器の運用に支障が生じた場合
- オ 故意又は過失により本機器構成製品及び添付品を滅失した場合
- カ 現地出張保守を行なった結果、障害の原因がメーカーの責任でないと明らかになった場合

### (2) 他システム・機器との接続による本機器の障害

- ア 納入機器と接続する他システム・機器が規格又は合意内容に反している場合
- イ 事前の連絡無く納入機器に他システム・機器を接続して障害が発生した場合

## 7 経費の負担等

前記5に定める事項に要する費用その他業務を行うために必要な費用は、受注者の負担とする。

ただし、周辺機器及び CD-R 等のメディア、プリンターヘッド等の消耗品は除くものとする。

## 8 部品等の品質保証

受注者は、本件業務上交換した部品等の品質に関して発注者への供給時点より12ヶ月間これを保障し、この期間中に受注者の責任より故障を生じた場合は、当該部品等の修理又は交換を受注者の費用負担で行うこと。ただし、消耗品は除くものとする。

## 9 業務実施上の留意事項

- (1) 受注者は、当該施設が公共医療施設であることを認識し、何人にも不快感を与えないよう作業に従事しなければならない。
- (2) 受注者は、あらかじめ現場責任者及び技術員の住所・氏名を発注者に報告するものとする。現場責任者又は技術員に変更があったときも、また同様とする。
- (3) 業務を行う日時については、特に定める場合を除き、発注者の業務に支障のない日時とし、別途協議して定めるものとする。

## 10 報告

緊急修復業務の作業報告書は、実施後速やかに発注者へ提出するものとする。また、各年度の履行期間満了後に提出する委託業務実施報告書は、受注者の書式で記名・押印のあるものとし、当該履行期間満了後速やかに発注者へ提出し確認を受けなければならない。

## 11 その他

本仕様書に関し疑義を生じたとき、又は本仕様書に定めのない事項については、当院職員と協議のうえ、決定するものとする。